

議案第15号

狭山市消防団条例の一部を改正する条例

狭山市消防団条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「召集」を「招集」に改め、同条第2項中「召集」を「招集」に、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条を次のように改める。

（報酬）

第15条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員の年額報酬は、次のとおりとする。

- (1) 団長 22万2,000円
- (2) 副団長 17万5,000円
- (3) 分団長 14万3,000円
- (4) 副分団長 11万3,500円
- (5) 部長 9万3,000円
- (6) 班長 8万円
- (7) 団員 7万3,000円

3 団員が職務に従事したときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害対応の場合 次に掲げる1回当たりの出動時間の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 4時間未満の場合 4,000円

イ 4時間以上7時間45分以下の場合 8,000円

ウ 7時間45分を超える場合 当該出動時間から7時間45分を除いて得た時間がア又はイに掲げる時間を増すごとに、8,000円に当該ア又はイに定める額を加算して得た額

(2) 警戒及び訓練の場合 1日につき2,500円

(3) 会議等の場合 1日につき1,000円

第16条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条とする。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(公務災害補償)

第18条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する。

2 公務災害補償の額、支給方法等については、市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年組合条例第28号)の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第18条を第19条とし、第17条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第15条第3項及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る出動報酬及び費用弁償の支給について適用し、同日前の出動に係る出動報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、新たに出動報酬を定め、年額報酬の額を改定するとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。